

事業概略書

子どもとその養育者への健康生活支援における行動変容に関する調査研究事業
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（報告書A 4版 168頁）

事業目的

生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもとその養育者の健康生活支援に関して、全国の福祉事務所で、どのような支援が実現可能か、かつ効果的かを検討するため、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」の取組実態を把握するとともに、モデル事業の枠組外で実施されている支援内容等を調査し、効果的な支援事例を収集することを目的とした。

事業概要

本事業は上記目的を達成するために、以下のとおり実施した。

（１）子どもとその養育者への健康生活支援に関する実態調査

全国の福祉事務所を対象に、子どもとその養育者への健康生活支援に関する取組の実態について、アンケート調査を調査した。

（２）子どもとその養育者への健康生活支援に関する好事例の収集

子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業を実施している自治体、及び、モデル事業の枠組外で、子どもやその養育者への健康生活支援を実施している自治体等に対し、取組の詳細についてヒアリング調査を実施した。

（３）有識者検討会の設置

調査票の設計や結果の分析等にあたり、有識者による委員会を設置し、指導・助言を得た。

（４）報告書の作成

有識者検討会での議論や、（１）（２）の調査結果を踏まえ、報告書を取りまとめた。

調査研究の過程

（１）アンケート調査

①目的

- ・全国の福祉事務所における、生活保護受給世帯等の子どもとその養育者への健康生活支援に関する取組状況を把握する。

- ・ヒアリング対象（効果的な支援事例）を選定するための基礎資料として活用する。

②調査設計

【調査対象】 全国の福祉事務所 1,250か所（悉皆調査）

【調査期間】 令和2年11月中旬～12月末

【調査方法】 アンケート回答用のwebサイトを作成し、同サイトで調査票（エクセル）をダウンロードの上、回答する方法とした。福祉事務所に郵送で調査依頼状・調査票を送付し、依頼状にはwebサイトのURLと回答方法を記載し、福祉事務所が所有するパソコン等からwebサイトにアクセス可能な形式とした。

③回収結果

- ・634件（回収率50.7%）

（2）ヒアリング調査

①目的

- ・「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」の実施自治体における、事業内容、実施にあたっての工夫・課題等を把握する。
- ・上記モデル事業の枠組み外で、子どもとその養育者への健康生活支援を実施している自治体における取組内容、取組の工夫・課題等を把握する。
- ・上記を通して、全国の福祉事務所において実現可能、かつ効果的な支援内容を検討する。

②調査設計

【調査対象】 モデル事業を実施している自治体（5か所）、及び、モデル事業を実施していない自治体等（10箇所）の計15か所
※詳細は下表のとおり。

【調査期間】 令和2年10月～令和3年1月

【モデル事業の実施自治体（5か所）】

	自治体名等	モデル事業の実施期間
1	埼玉県上尾市	平成30年度～現在
2	広島県福山市	平成30年度～現在
3	大阪府茨木市	平成31年度～現在
4	岡山県岡山市	平成31年度～現在
5	埼玉県・保健部局	平成31年度～現在

【モデル事業を実施していない自治体等（10か所）】

	自治体名等	アンケートより選定	先行研究より選定
1	大阪府高槻市	●	
2	福岡県筑紫野市	●	
3	長野県安曇野市		●

4	埼玉県、彩の国子ども・若者支援ネットワーク		●
5	自治体 A	●	
6	自治体 B		●
7	自治体 C		●
8	自治体 D	●	
9	自治体 E	●	
10	自治体 F	●	

※自治体名等について許可が得られた場合のみ掲載した。

(3) 有識者検討会の設置

調査票の設計や調査結果の分析等にあたり、有識者による委員会を設置し、指導・助言を得た。

【委員】(五十音順・敬称略、◎座長)

氏名	所属
唐津 恵実	大阪府茨木市 健康福祉部 相談支援課
◎中板 育美	武蔵野大学 看護学部 看護学科 教授
中島 修	文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 教授
藤田 恭子	埼玉県上尾市 健康福祉部 生活支援課
村山 伸子	新潟県立大学 人間生活学部 健康栄養学科 教授

【開催実績】

検討会	開催日時	議題
第1回	2020年10月30日 15時～17時	・事業方針の確認 ・プレヒアリング調査結果の報告 ・アンケート調査票の検討
第2回	2021年1月25日 10時～12時	・アンケート結果の速報値 ・ヒアリング調査結果の報告 ・報告書の骨子案
第3回	2021年3月10日 10時～12時	・報告書案

(4) 報告書の作成

有識者検討会での議論や、(1)(2)の調査結果を踏まえ、報告書を取りまとめた。

事業結果

アンケート・ヒアリング調査における主要な結果は以下のとおり。

(1) 子どもとその養育者への健康生活支援の類型

本調査から把握された支援の類型は以下のとおり。令和3年1月より、被保護者健

健康管理支援事業が必須事業化された背景を踏まえると、被保護者健康管理支援事業の中で子育て世帯を支援する場合に、子どもの健康についても視点を広げる方法が、他自治体における実現可能性が最も高いと思われる。また、管内の学習・生活支援事業の実施状況によっては、生活保護担当課と生活困窮者自立支援担当課、委託事業者の連携のもと、学習・生活支援と組み合わせた健康生活支援も効果的と考えられる。

＜子どもとその養育者への健康生活支援の類型＞

区分	健康生活支援の類型
生活保護受給世帯に限定した健康生活支援	①対象世帯へ歯科医療機関の受診勧奨通知を送付 ②学校医療券の発行データを活用した歯科医療機関の受診勧奨 ③家庭訪問時にケースワーカーが確認する項目を一覧化し、組織内で共有 ④被保護者健康管理支援事業として、母子世帯も支援
生活困窮世帯も含む健康生活支援	⑤学習・生活支援事業と連携した歯科健診 ⑥学習・生活支援事業と連携した生活支援・体験学習の実施 ⑦生活保護受給世帯・生活困窮世帯の子どもを対象とした食育の実施

(2) 子どもとその養育者への健康生活支援における課題

本調査から把握された主要な課題は以下のとおり。これら課題に対して、今後、子どもの健康状態の評価指標・方法の検討や、ケースワーカーの確認内容を一覧化した様式の作成、庁内外の連携事例の収集、保健医療専門職の配置有無別に職種間の役割分担の例示、等の支援が必要と考えられる。

- ① 養育者の健康意識・意欲の乏しさ
- ② 子どもの健康状態についての定量的な把握の難しさ
- ③ 取組の評価方法を設定することの難しさ
- ④ ケースワーカーが家庭訪問する際に確認する内容が、個人の裁量に依存
- ⑤ 庁内他部署との連携の難しさ
- ⑥ ケースワーカーと保健医療専門職の役割分担が不明確
- ⑦ 本来支援が必要な子どもの把握・介入の難しさ

なお、④ケースワーカーが家庭訪問する際に確認する内容について、本調査から把握された内容をもとに、確認すべきと思われるポイントは以下のとおり。

＜子育て世帯への家庭訪問における確認ポイント＞

区分	確認内容（具体的な観察・聞き取りのポイント）
子どもについて	①病気・障害の有無 ②通学・通園の状況（学校を欠席・遅刻することがあるか、その頻度） ③学習の状況（家の中が学習できる環境か・学校の授業を理解できるか） ④生活習慣（昼夜逆転がないか・入浴や歯磨きをする習慣があるか）

	⑤食習慣（三食とっているか・加工食品を食べることが多いか・調理できる環境か） ⑥表情や身だしなみ（身だしなみが不衛生でないか）
養育者について	⑦病気・障害の有無 ⑧就労の有無 ⑨子育ての状況（子育ての協力者はいるか・入院等の緊急時に子どもを預けられる人はいるか・子育てについて相談できる人はいるか） ⑩生活習慣（昼夜逆転がないか・入浴や歯磨きをする習慣があるか） ⑪食習慣（三食とっているか・加工食品を食べることが多いか・調理できる環境か） ⑫生活の状況（部屋が散らかっていないか・金銭管理ができていないか）

(3) 結論

本調査から、生活保護受給世帯・生活困窮世帯のいずれにおいても、子どもの健康という視点で何らかの取組を実施している福祉事務所はまだ少ない状況であると示唆された。一方で、国が助成している「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」の枠組み外で健康生活支援の取組を実施する福祉事務所も見受けられ、子どもとその養育者への健康生活支援の形態として様々な方法が把握された。今後そのような取組が全国に展開されていくことが望まれる。

被保護者健康管理支援事業も施行されてまだ間もなく、子どもの健康生活支援に限らず、庁内外の連携や職種間の役割分担等、健康生活支援に係る課題は多い。しかし、子ども時代に適切な生活習慣・食習慣を確立することが将来の健康や生活習慣病の予防につながることや、子どもの生活習慣・食習慣の改善が、家庭全体の行動変容に波及していく可能性があることを踏まえると、被保護者健康管理支援事業と子どもの健康生活支援について両輪で進めていくことが今後重要になるのではないかと考えられる。今後、福祉事務所における健康生活支援のさらなる事例の収集・情報発信や、標準的な支援方法の検討が望まれる。

事業実施機関

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3
 TEL : 03 (5281) 5404